

年末調整個別相談会のご案内

【事前にご予約をお願い致します。】

- 日時：1月9日(火)・10日(水)
9:30~12:00 / 13:00~16:00 ※予約は30分単位
- 会場：新津商工会議所 3F
- 対象：新津地域で個人事業を営む方
※税理士関与の方はご遠慮下さい。
- 持参書類：①年末調整の書類一式(税務署より郵送済み)
②令和5年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、ご持参ください)
③生命保険料・地震保険料・社会保険(国民年金・介護保険・国民健康保険等)の各控除証明書又は払込金額の確認できるもの
④給与支払者及び給与受給者の各マイナンバーの番号
⑤扶養親族や控除対象配偶者等の氏名、生年月日、マイナンバーの番号



税務署からのお知らせ

◇令和5年分所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

○期間、申告会場及び相談受付時間

国税庁LINE公式アカウント



期間 (土、日及び祝日を除きます)	申告会場	相談受付時間
2月16日(金) ～3月15日(金)	秋葉区役所 6階(会議室) (新潟市秋葉区程島2009)	午前9時から午後4時まで

※確定申告会場の入場には、当日配布又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※還付申告の方の申告相談は2月15日(木)以前でも新津税務署で受け付けております。
なお、新津税務署は、駐車場が狭く混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用下さい。

決算申告個別相談会のご案内

【事前にご予約をお願い致します。】

決算申告相談会は、近年の税制改正等で相談者の増加に加えe-Taxの電子申告等に対応するため、昨年度より決算申告相談会の日程を2月5日(月)から3月8日(金)までの土日祝日を除く毎日開催することと致しました。

例年、3月は申告相談が大変混み合い担当職員が対応できない場合もありますので、お早めにご予約をお願い致します。

- 日時：2月5日(月)～3月8日(金) ※土日祝日を除く
- 時間：9:00~12:00 / 13:00~16:00
※予約時間可能時間は、9:00・10:30・13:00・14:30
(1人：1時間30分)

□会場：新津商工会議所 3F

□持参書類等

- ・決算書や月別総括集計表(分かるところは全て記入して下さい)(みんなの青色申告を利用の方は使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル)
- ・前年度の決算書及び所得税確定申告書控え
- ・控除証明書類(社会保険料や生命保険料等)
- ・申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ・扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ
- ・利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」とパスワードがわかるメモ

消費税申告相談会

【事前にご予約をお願い致します。】

昨年10月からインボイス制度が始まりました。免税事業所でインボイス制度に登録された事業所では消費税の申告が必要になります。

当所では、例年より消費税相談会の日数を増やし開催致します。お早めにご予約をお願い致します

- 日時：3月21日(木)・22日(金)・25日(月)
- 時間：9:30~12:00 / 13:00~16:00 ※予約は30分単位
- 持参書類等

- ・2年前(令和3年分)の決算申告書。
- ・令和5年分の決算申告書。本則課税の方は税区分のわかる書類。
- ・申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ・利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」とパスワードがわかるメモ

【各相談会の注意事項】

※所得税、消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。予めご了承ください。
※税理士関与の方又は法人の方はご遠慮ください。

【税理士代理送信又はIDパスワード方式によりe-taxを利用された方・会議所を通じて申告書類を提出した方】

・昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。
予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

金融情報 新型コロナウイルス感染症に 関連する特例制度のご案内

令和5年12月20日現在

制度名	貸付限度額	用途	返済期間	利率	申込先
経営改善貸付 (金利引下げ)	2,000万円 別枠1,000万円	運転 設備	7年以内 10年以内	1.20% 別枠:0.70%(当初3年間)	新津商工会議所
※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。(通称：マル経融資) 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。 ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方 ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方 (別枠の新型コロナウイルス感染症対策枠は、上記推薦要件に加えて最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方、および債務負担が重くなっている方。 ※据置期間は運転・設備とも5年以内となります。)					
新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠 8,000万円	運転 設備	20年以内 20年以内	基準金利 1.18%~2.30% (保証料補助あり) 無担保、据置は 5年以内	日本政策金融公庫
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、要件のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方					
新潟市 経営支援特別融資 (新型感染症・物価高騰対応枠)	6,000万円	運転 設備	10年以内	1.5%~2.2% (据置3年以内、 保証料補助あり)	各金融機関
相談窓口：秋葉区役所産業振興課 商工観光係					
新潟県 新型感染症・物価高騰等対策併走支援型資金	1億円 ※「新型コロナウイルス対策併走支援型資金」のご利用がある場合、これを除いた額	運転 設備 借換	10年以内	融資期間が 3年以内 1.15% 3年超~5年以内 1.35% 5年超~7年以内 1.55% 7年超~10年以内 1.75%	各金融機関

「日本政策金融公庫」定期相談会
毎月定期相談会を開催します。
相談等がある方は、1週間位前までに商工会議所までご連絡願います。(TEL可) 1月16日(火)

「新潟県信用保証協会」定期相談会
毎月第1火曜日の午前10時より定期相談会を開催しています。相談等がある方は、事前に商工会議所までご連絡願います。(TEL可) 1月9日(火)

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。